

令和元年7月26日

平成30年度におけるダイオキシン類対策特別措置法に
基づく事業者によるダイオキシン類の測定結果について

東大阪市長 野田 義和

ダイオキシン類対策特別措置法第28条により、東大阪市域に廃棄物焼却炉等を設置する者に対し、排出ガス等について年1回以上ダイオキシン類の測定を行い、その結果を市長に報告することを義務づけるとともに、市長はその結果を公表することとされています。このたび、ダイオキシン類の測定結果をとりまとめましたのでお知らせします。

測定結果の概要

1 報告状況について

(1) 排出ガス特定施設設置事業所

平成31年3月末において報告義務のある6事業者（15施設）についての測定結果は、表-1のとおりです。

(2) 排水特定施設設置事業所

平成31年3月末において報告義務のある2事業者（2施設）についての測定結果は、表-2のとおりです。

2 排出基準等適合状況について

報告のあったダイオキシン類濃度の測定結果は、全て排出基準に適合していました。

3 今後の対応

今後も引き続き事業者に対し、立入調査を実施し、施設の維持管理等の指導を行っていきます。

問合せ先：東大阪市 環境部 公害対策課
電話番号：06-4309-3204

平成30年度ダイオキシン類測定結果

表-1 排ガス特定施設設置事業所(廃棄物焼却炉)

事業所No.	事業所名	所在地	施設No.	排出ガス測定結果			ばいじん等測定結果			備考
				試料採取日	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準	試料採取日	試料種別	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/g)	
1	東大阪都市清掃施設組合	東大阪市水走4-6-25	5-1	H30.8.10	0.0019	1	H30.8.10	焼却灰	0.019	薬液処理
							H31.1.10		0.08	
							H30.8.23	ばいじん	0.058	
							H30.9.20		0.11	
			H30.11.15	0.18						
			5-2	H30.5.11	0.0043	1	H31.1.10	焼却灰	0.19	
							H30.5.11		0.0015	
							H31.2.26	ばいじん	0.0054	
							H30.5.17		0.081	
			No.5-1	H30.6.14	0	0.1	H30.6.14	焼却灰	0	
							H31.1.10		0.0000078	
							H30.5.17	ばいじん	0.41	
							H30.8.23		0.6	
							H30.9.20		0.39	
							H30.11.15		0.41	
			H31.1.10	0.47						
No.5-2	H30.6.15	0.0000026	0.1	H30.6.15	焼却灰	0.000027				
				H31.1.10		0.0000042				
				H30.5.17	ばいじん	0.41				
				H30.8.23		0.6				
				H30.9.20		0.39				
				H30.11.15		0.41				
H31.1.10	0.47									
PET-1	H30.4.23	0.15	10	H30.4.23	焼却灰	0.0042	ばいじんは発生しない			
2	寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター	東大阪市川俣2-1-1	2-1	H30.5.28	0.00000085	5	H30.11.26	ばいじん	0.000039	施設2-1,2-2,2-3混合
							H30.10.2	燃え殻	0.000006	流動床炉のため焼却灰の発生なし(抜取珪砂)
			2-2	H30.6.15	0.000053	1	H30.11.26	ばいじん	0.000039	施設2-1,2-2,2-3混合
							H30.10.2	燃え殻	0.0011	流動床炉のため焼却灰の発生なし(抜取珪砂)
			2-3	H30.9.12	0.0030	1	H30.11.26	ばいじん	0.000039	施設2-1,2-2,2-3混合
							H30.10.2	燃え殻	0.0021	流動床炉のため焼却灰の発生なし(抜取珪砂)
			2-4	H30.8.9	0.00075	1	H31.1.11	ばいじん	0.0071	
							H30.10.2	燃え殻	0.000009	流動床炉のため焼却灰の発生なし(抜取珪砂)
3	寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町1-18	1号炉	H30.4.23	0.0029	0.1	H30.10.15	ばいじん	0.000017	
							H30.11.21	燃え殻	0.000012	流動床炉のため焼却灰の発生なし(抜取珪砂)
			2号炉	H30.5.25	0.0013	0.1	H30.11.30	ばいじん	0	
							H30.11.21	燃え殻	0.00000036	流動床炉のため焼却灰の発生なし(抜取珪砂)
			3号炉	H30.12.10	0.00075	0.1	H30.12.10	ばいじん	0.00021	
							H30.11.21	燃え殻	0.000024	流動床炉のため焼却灰の発生なし(抜取珪砂)
4	東大阪市動物指導センター	東大阪市水走3-12-32	No.1	H30.7.31	0.032	10	H30.8.1	焼却灰	0.002	ばいじんは発生しない
5	株式会社西尾木材工業所	東大阪市中石切町2-10-33	No.1	H31.3.25	0.22	10	H31.3.26	焼却灰	<0.02	ばいじんは発生しない
6	株式会社吉田精銀 第二工場	東大阪市藤戸新田2-7-20	A-5	H30.5.29	0.048	5				ばいじん・焼却灰は発生しない

表-2 排水水特定施設設置事業所

単位:(pg-TEQ/L)

事業所No.	事業所名	所在地	特定施設種類	排水水測定結果			備考
				試料採取日	ダイオキシン類濃度	排出基準	
2	寝屋川流域下水道 川俣水みらいセンター	東大阪市川俣2-1-1	排ガス洗浄施設 湿式集じん施設 下水道終末処理施設	H30.9.20	0.00039	10	放流水
3	寝屋川流域下水道 鴻池水みらいセンター	東大阪市北鴻池町1-18	排ガス洗浄施設 湿式集じん施設 下水道終末処理施設	H30.8.13	0.0011	10	第1水処理施設放流水
				H30.8.13	0.00038	10	第2水処理施設放流水